

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	7 件

千葉国民年金 事案 4257

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

私は、大学生及び大学院生等学生が国民年金に強制加入となった平成3年4月から企業に就職するまでの間、私の父が継続して国民年金保険料を納付してくれていたはずであるのに、大学院生時代の最後の1か月のみ未納になっていることは納得いかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「大学生及び大学院生等学生が国民年金に強制加入となった平成3年4月から企業に就職するまでの間、私の父が継続して国民年金保険料を納付してくれていたはずである。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の3年4月から申立期間直前の7年2月までの保険料は、毎月、当月末又は翌月初めに全て納付されていることが確認できる上、申立人の両親は、60歳になるまで公的年金制度への未加入の期間及び保険料の未納の期間は無く、年金に対する意識の高さがうかがえる。また、申立期間は1か月と短期間である。

以上の状況を踏まえると、申立期間についても、申立人の父が納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

私は、昭和59年4月にA社を退職し、自営業を始めたが、国民健康保険の加入手続のためB市役所に行った際、国民年金への加入が条件と言われたので、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その頃、妻は既に国民年金に加入しており、昭和59年度分も全納している。国民健康保険税、市県民税も全て納付しており、同年度の国民年金保険料のみ未納というのは考えられず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を全て現年度で納付している上、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料をおおむね付加保険料込みで全て納付していることから、申立人及びその妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和60年5月頃と推認でき、加入時点において、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である上、オンライン記録において、同年5月27日に過年度納付書が作成されていることを踏まえると、申立人の妻が申立期間の保険料を過年度納付していたと考えても特段不自然ではない。

さらに、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から47年3月まで

私の国民年金については、母が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。この当時同居していた両親と兄の保険料は納付済みであるのに、私だけが未納とされていることは納得できない。調査して納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳払出一覧表により、昭和47年8月28日に社会保険事務所（当時）からA区に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の所持する国民年金手帳には発行日が同年9月30日と記載されていることから、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、加入時点を基準にすると、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人の母は、申立期間に係る家族全員の保険料を自分が納付していたと述べているところ、申立人の両親及び申立人の兄は申立期間の保険料は納付済みである上、申立人から提出された申立人を含む家族の領収証書により、申立人、申立人の母及び申立人の兄は申立期間直後の昭和47年度の保険料は昭和48年12月12日に過年度納付していることが確認でき、申立期間は7か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は申立期間直後の期間と同様に申立人の母が過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から10年2月28日まで

私は、年金事務所で、A社における申立期間に係る標準報酬月額が、平成10年3月に減額訂正されている旨の説明を受けた。当時、同社の代表取締役の一人であったが、9年10月31日に同社を退職し、取締役も辞任しており、当該遡及訂正処理に関与していないので、申立期間の標準報酬月額を訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年1月から10年1月までは50万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月28日より後の同年3月5日付けで、9年1月1日に遡及して9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は当該遡及訂正処理が行われた平成10年3月5日には同社の代表取締役二人のうち一人であったことが確認できる。

しかし、同社の元監査役兼顧問税理士及び元従業員は、「実質的な経営者は、申立人とは別の代表取締役であった。社会保険関係の事務はその別の代表取締役と経理担当者が行っていた。」と供述している。

また、申立人から提出された平成9年10月31日付け取締役辞任届、同年11月1日付け辞職届及び弁護士事務所から提出された申立人から申立人とは別の代表取締役への立替金請求文書により、申立人は当該訂正処理が行われた10年3月5日には、同社で勤務していなかったことが推認さ

れることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年1月から10年1月までは、50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成4年10月から6年9月までは41万円、同年10月から7年3月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から7年4月30日まで

私は、A社に勤務した期間のうち、平成4年10月から7年3月までの標準報酬月額が、遡って減額訂正されており、納得できない。標準報酬月額は訂正前が正しいはずなので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録において、当初、申立人が主張する平成4年10月から6年9月までは41万円、同年10月から7年3月までは44万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった同年4月30日の後の同年5月26日付けで4年4月1日に遡及して標準報酬月額を8万円に引き下げ、その後、7年6月8日付けで4年4月から同年9月までの標準報酬月額を7年5月26日付けの遡及訂正前の41万円に訂正し、4年10月から7年3月までは32万円に再度遡及訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所が加入していたB厚生年金基金から提出された申立人に係る基本異動記録の標準給与は、当初、平成4年10月から6年9月までは41万円、同年10月から7年3月までは44万円と記載されていたが、同年6月28日付けで6年10月に遡及して標準給与が32万円に訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本において、平成5年6月21日取締役就任し、7年6月10日重任と登記されていることが確認できるが、申立人は、「C（役職）の立場で、総務や経理業務の担当をしたこ

とがない。」と供述しているところ、元事業主の妻は、「申立人は、C（役職）で、総務、経理及び社会保険関連業務は担当していない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間の標準報酬月額を遡及訂正する合理的な理由は見当たらず、申立期間の標準報酬月額において有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年10月から6年9月までは41万円、同年10月から7年3月までは44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年5月31日から同年6月1日まで
私は、A社に昭和44年4月1日に入社し、現在も継続して勤務している。48年6月1日付けで同社のB工場からD工場へ異動したが、B工場における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年5月31日とされており、同年5月が被保険者期間となっていないため加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、E健康保険組合の被保険者記録及びC社の給与業務受託先であるF社から提出された人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和48年6月1日にA社B工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和48年4月のオンライン記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し、誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年5月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和49年4月から平成16年11月までA社及び関連会社のB社に勤務したが、関連会社に転勤する直前の申立期間の年金記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A社から提出された本社通達及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和49年7月1日に同社からB社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年5月のオンライン記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し、誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成21年10月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年9月19日から同年10月1日まで

私は、B(業種)を展開していたA社に勤務していたが、同社は平成21年9月に事実上倒産し、その際、同社から顧客と職員は今まで通り何も変わらないとの説明があった。申立期間において、勤務地、勤務形態等の変更は無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当初、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成21年10月1日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の同年11月16日付けで、資格喪失日の記録が取消され、同年11月17日付けで、同年9月19日に遡及訂正されていることが確認できる上、当該事業所の元同僚29人についても申立人と同様に同年9月19日に遡及訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人及び元同僚は、「A社は事実上倒産したが、顧客と職員は今まで通り何も変わらないとの説明があったことから申立期間も継続して勤務していた。」と供述している上、申立人から提出された給料明細書により、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、年金事務所から提出されたA社に係る滞納処分票により、当該事業所は申立期間において、厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成21年9月19日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したとする遡及訂正処理は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、同年10月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社における平成21年8月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（当時）における資格喪失日及びA社C支社（現在は、D社E支店）における資格取得日に係る記録を昭和45年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月5日から同年2月1日まで

私は、昭和41年8月1日から平成6年7月25日までの期間において、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。厚生年金保険の被保険者期間に欠落は無いはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主から提出された人事記録カードから判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（同社B事業所から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記人事記録カードに、発令年月日が昭和45年1月5日と記載されており、同年1月には、申立人が同社C支社に配属されていることが確認できることから、同年1月5日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社C支社における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円と

することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年4月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月5日から同年10月10日まで

私は、A社に昭和48年4月から正社員として勤務し、給料明細のとおり厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚の供述、申立人から提出された同社発行の昭和48年分給与所得の源泉徴収票及び給料明細から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収票及び給料明細により確認できる保険料控除額から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 63 年に結婚が決まり、独身時代の国民年金保険料の未納分は 2 年前に遡って納付できることを知り、同年 3 月頃に申立期間の保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②の国民年金保険料を昭和 63 年 3 月頃に 2 年前に遡って納付した。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立期間①直後の 62 年 1 月から同年 3 月までの保険料は、平成元年 3 月 10 日に過年度納付されており、この時点において、申立期間①は、時効により保険料を納付できない期間である上、2 年 4 月 16 日に過年度納付書が作成されており、この時点において、申立期間②のうち、昭和 62 年 4 月から同年 12 月までは、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、申立期間②のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの保険料は、平成 2 年 5 月 17 日の時効期間納付を理由として還付及び充当の処理がなされており、過年度納付書が作成された同年 4 月時点において、当該期間の保険料は未納であったと推認できることから、昭和 63 年 3 月頃に申立期間の保険料を過年度納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記

号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4261

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 58 年 9 月まで

私は、A 市役所から加入の督促を受けて国民年金に加入し、国民年金保険料の納付の催促があったので、申立期間の保険料の納付を父に頼み、遅れながらも毎年 1 年分を一括して父が納付していたはずであり、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市の保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 60 年 9 月 30 日に職権適用により国民年金に加入したことが記録されており、同時点で、申立期間のうち、58 年 6 月以前の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、上記被保険者名簿によると、申立期間は未納と記録されている上、オンライン記録によれば、申立人の年金記録には、申立期間のほか 3 回、合計 243 か月の未納期間がある。

さらに、申立人自身は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の父は既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付状況を確認できない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年1月まで

私は、昭和48年4月にA（職種）に採用されたとき、母の勧めに従って国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。ところが申立期間の保険料が未納とされており、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年5月2日にB町で払い出されているところ、申立人の特殊台帳から、同町における不在決定が同年6月26日付けで行われていることが確認できる。一方、申立人の年金手帳には、C市への住所変更日が50年2月5日と記載されており、これらことから、申立人が同年2月5日にC市へ国民年金の住所変更を行うまで、申立人には国民年金保険料の納付書が送付されなかったものと推認される。

また、当初、申立人は、「現在も使用しているD銀行E支店の預金口座から口座振替で保険料を納付していた。」と主張していたが、D銀行E支店が保管する当該口座に係る昭和48年7月2日付けの普通預金申込書の裏面の口座振替契約欄に、「52. 10. 25 国民年金」の記載が確認できることから、当該口座からの保険料の口座振替は、52年10月25日以降に開始されたことがうかがえる上、申立人の特殊台帳から、申立期間直後の50年2月及び同年3月の保険料は、過年度納付されていることが確認できる。

さらに、その後、申立人は、「現在使用している預金口座を開く前に、旧姓名義の預金口座を開いているはずであり、その旧姓名義の預金口座から保険料の口座振替が行われていた。」と主張しているが、申立人は旧姓

名義の預金口座の口座番号は不明であるとしており、当該旧姓名義の預金口座の口座振替契約に係る記録を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から57年2月まで

私の国民年金については、母が加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を町内の納税組合に納付していたはずであり、申立期間が未納になっているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和60年12月頃に払い出されていることが推認でき、同時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市及びB市の申立人の国民年金被保険者名簿には、いずれも申立期間は未納と記録され、これらの被保険者名簿に不自然さは見当たらない上、オンライン記録とも一致する。

さらに、申立人自身は、保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付をしていたとする申立人の母は、「加入手続きをいつ頃行ったかは覚えていない。当時、この地域を管理していた納税組合に国民年金保険料を納付していたが、古いことで、資料は全て破棄したので、よく覚えていない。」と申述していることから、加入手続き及び保険料納付の状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年7月から同年11月までの国民年金保険料については、若年者納付猶予により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月から同年11月まで

私は、大学生のときに国民年金の学生納付特例制度の手続を行う等、年金の手続は怠ることなく申請していた。その後、平成18年8月末にA社を退職し国民年金被保険者資格を取得してから、平成18年度の収入減による若年者納付猶予の手続を行っており、その際、翌年度分も社会保険事務所（当時）から納付猶予に関する通知書が来るということで、継続して若年者納付猶予制度が利用できるものと認識していたが、結局そのような通知書を受け取っておらず、未納と記録されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成18年8月末にA社を退職し国民年金被保険者資格を取得してから、平成18年度の収入減による若年者納付猶予の手続を行い、翌年度分も継続して若年者納付猶予制度が利用できるものと認識していた。」と主張しているところ、オンライン記録によると、平成18年10月12日に若年者納付猶予申請が行われていること、翌年の19年8月7日付けで「H19年度 継続申免センター送付（H19.8.9）」と記録されていることが確認できる。

しかし、B年金事務所は、上記について、「申立人は自動継続を希望していたので、平成18年度に引き続いて19年度も若年者納付猶予制度の手続のために自動的にセンターにデータが送付されたが、そこで収入等の審査の結果、納付猶予が認められなかったのだと思う。」と回答している上、若年者納付猶予制度を利用する場合の判定基準については、平成18年中の収入が122万円（税込）以下であることが必要であるが、C市発行の申

立人の同年中の所得が確認できる住民税課税・所得証明書では当該 122 万円の基準額を超過していることが確認できることから、審査の結果、平成 19 年度の納付猶予が認められなかったことにより、同年度の納付猶予の始期となる同年 7 月から厚生年金に加入するまでの 5 か月間（申立期間）が未納となったと考えるのが自然である。

また、申立人は、「若年者納付猶予に係る通知書を受領していない。」と主張しているが、B 年金事務所は、「審査の結果、納付猶予とならなかった場合には、その旨の文書を対象者に送付していた。」と回答している上、オンライン記録の納付督促事蹟^{せき}によると、平成 19 年 12 月 28 日に委託業者が申立人に電話をしている（留守と記録）ことが確認できることを踏まえると、申立期間が未納期間とされていることに不自然さはいかたがえがない。

さらに、申立期間の保険料が若年者納付猶予により納付猶予されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を若年者納付猶予により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から48年3月までの期間及び49年10月から51年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から48年3月まで
② 昭和49年10月から51年6月まで

私は、昭和45年4月頃から体調不良となり、A（職種）としての仕事ができなくなったため、区役所で国民年金保険料の申請免除申請を行った。その後は区役所に免除申請書を毎年郵便で送っていたのに、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できないので、調査して、免除期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の免除申請書を区役所に毎年郵便で送っていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は昭和48年10月頃に行われたことが推認できる上、申立期間①及び②当時、保険料の申請免除が承認される期間は、申請のあった日の属する月より前の基準月（納期限が経過している月）からとされており、基準月より遡って免除承認することはできないことから、加入時点において、申立期間①の保険料は申請免除の対象とならない。

また、申立期間①及び②当時、申請免除手続は年度ごとに行うこととされており、申立期間②においては昭和49年度から51年度までに3回の申請免除手続が必要となるところ、オンライン記録において申立期間②の保険料が免除された記録は無い上、B（都道府県）C区居住者に係る年度別納付状況リスト（昭和59年5月10日現在）においても申立期間②は未納と記録されていることを踏まえると、行政側の年金記録事務において、同

一人に対し連続して過誤が生じたとは考え難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間①及び②に係る免除申請承認通知書を受け取ったか否か覚えていないと申述している上、申立期間①及び②の保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除申請書の本人控等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から46年3月まで

私は、年金記録の確認をしたところ、昭和42年1月から46年3月までの国民年金保険料が未納とされていることが分かったが、42年1月頃に、父がA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は市役所の窓口及び集金で納付してくれていた。

父は、子供達全員の保険料を納付しており、実際に、ほかの兄弟は父が納付してくれた期間の年金を受け取っている。また、父は仕事で市役所によく出入りしており、年金に詳しく、他人にも教えているほどだったので、私の保険料だけを未納にしておくとは考えられず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年1月頃に申立人の父が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、46年12月20日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、同年12月頃に申立人の加入手続が行われ、この際、42年1月に遡って国民年金被保険者の資格を取得したものと推認されることから、申立人の主張と相違する。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される時点においては、申立期間の保険料は、その一部については過年度納付及びその全部については特例納付によらなければ納付できないが、申立人の特殊台帳には申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付した形跡は無い上、申立人は加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立

人の父は亡くなっているため、申立期間の保険料の具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立人は、申立人の父が申立人の兄弟の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたと述べているが、申立人の兄弟も被保険者資格の取得時以降の数年間は無納期間が認められる。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

私は、平成3年4月に国民年金の加入手続を行い、金融機関で1年間の国民年金保険料を納付した。平成4年度の保険料については、病気により納付困難であったため、A市B区役所で保険料免除の申請手続を行ったが認められず、やむなく父から借金をして、平成5年9月に同区役所で一括納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、4年6月4日に社会保険事務所（当時）からA市B区に払い出された600件の手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の加入手続は払出日以降に行われ、この際、3年4月1日に遡って国民年金被保険者の資格を取得したものと推認されることから、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については平成5年9月にA市B区役所で一括納付したと申述しているところ、同時点において、申立期間の保険料は、国庫金として取り扱われる過年度保険料となり、当時は、同区役所では過年度保険料の収納事務は行っていなかったこと、及び同区役所庁舎内にあるA市指定金融機関においては、国庫金の収納はできなかったことがそれぞれ確認されていることから、申立人が同年9月に同区役所において、申立期間の保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、オンライン記録において、平成3年度の保険料は平成4年9月に一括納付されていることが確認でき、このほかに1年分の保険料が一括

納付された記録は無いことから、申立人が申述する一括納付の記憶は、平成3年度の保険料を納付したときのものである可能性も否定できない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年1月から50年3月まで

私は、両親に国民年金の加入手続を行ってもらい、申立期間の国民年金保険料は、両親又は姉が、姉と私の二人分を、結婚後は妻の分を加えて三人分を集金人に納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は申立人の両親又は申立人の姉が納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続は昭和51年6月頃に行われ、その際、42年1月に遡って国民年金被保険者の資格を取得したものと推認できることから、加入時点において、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、A市の国民年金被保険者名簿によると、時効となった未納保険料を納付可能とする第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで）の案内書が53年10月16日及び54年12月14日の2回にわたり申立人に送付されたことが確認できることから、当該案内書が送付された時点において、第3回特例納付の対象期間である53年3月以前の期間に未納期間が存在していたことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料は集金人に納付していたと思われ

ると述べているところ、A市は、「保険料の集金人に関する当時の資料は保存されていない。」と回答しており、集金人による保険料の収納実態について確認することができない上、申立人は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の両親及び申立人の姉は亡くなっており、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付の具体的な状況は不明である。

加えて、申立期間は 99 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月及び11年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年12月及び11年1月

私は、平成9年7月に勤めていた病院を退職後、A（都道府県）B市に転居したときに、国民年金保険料の納付書の綴りが届いたので、保険料はB市役所で納付していた。11年2月にC市に転居後は、近所の郵便局で、納付書の綴りから毎月納付し最後の1枚まで納付したので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年7月にA（都道府県）B市に転居したときに国民年金保険料の納付書が送付されたと述べているが、オンライン記録によると、申立人が同年7月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、国民年金の加入手続が行われていないことを理由として、申立人に対し11年3月25日に国民年金の加入を促す勧奨状が作成されており、同年6月14日には過年度保険料の納付書が発行されたことが確認できることから、申立人は同年2月にC市に転居した後、国民年金の加入手続を行い、9年7月25日に遡って国民年金被保険者の資格を取得したことが推認でき、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付場所、納付時期に係る記憶が定かではなく、保険料納付の具体的な状況が不明であるため、申立期間の保険料を納付していたと推認することは困難である。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記憶誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4270

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年11月から4年2月まで

私は、20歳になったら学生も国民年金に加入する義務があると知っていたので、平成3年11月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は郵送されてきた納付書で納付した。当時は、まだ専門学校生だったので、アルバイト代の中から保険料を納付したことを覚えており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年11月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、5年5月20日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できる上、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の納付記録等から、申立人の加入手続は6年2月頃に行われたものと推認できることから、申立人の主張と相違する。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が平成5年12月16日と記載されており、その資格記録とオンライン記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A市において、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月1日から4年12月1日まで
② 平成7年1月1日から10年1月1日まで

私は、A社を設立し、代表取締役役に就任していたが、経理、社会保険手続等の事務は経理担当者に全面的に任せていた。平成3年7月頃、経理担当者から、「経費削減のため、給料を操作しておく。」と報告があったが、私の厚生年金保険料を引き下げたとは全く知らなかった。また、私は、厚生年金保険の手続に関与していなかったため、実際支給されていた給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「私の実際の給与額は、申立期間①は50万円であり、標準報酬月額が実際の給与額よりも低い額で届け出されていたことは知らなかった。私は、厚生年金保険の手続事務に関与していない。」と主張している。

しかし、A社の履歴事項全部証明書から、申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人は、「A社の会社資料は、倒産時に焼却、破棄してしまったので、残っていない。」と供述している上、当時の経理担当者からも、証言を得ることができず、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、申立人は、「私の実際の給与額は、30万円であった。」と主張している。

しかし、申立人から提出された給料台帳によると、平成7年1月の被保険者報酬月額変更届（18万円）は6年10月から同年12月までの各月に

支払われた給与額の3か月平均額（18万円）に基づき届出が行われており、同年8月の被保険者報酬月額変更届（9万2,000円）についても同年5月から同年7月までの各月に支払われた給与額の3か月平均額（8万円）に基づき届出が行われたと認められ、オンライン記録と一致する。

また、当該給料台帳の決裁印欄には申立人と同じ姓の印鑑が押されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額について、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録の訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象としない旨規定されている。

これらのことから、仮に申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立期間①及び②当時、A社の代表取締役であった申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「事業主が申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

千葉厚生年金 事案 4647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 1 日から 54 年 5 月 16 日まで
私は、昭和 51 年 9 月 1 日から 54 年 5 月 15 日までの期間において、A（施設）の敷地内にあった B（業種）の C 社に正社員扱いの D（職種）として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が全て欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立人は、申立期間において、C 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間において、E 区に所在する C 社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、当該事業所は、商業登記簿謄本において、既に、解散していることが確認できる上、元事業主の所在は不明であり、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、元同僚は、「私は、C 社に勤務していたとき、国民年金に加入しており、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、申立人も、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月 1 日から国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで
私は、A（学校）に通学しながら、B事業所に昭和 47 年 6 月から 48 年 3 月末までの間、住み込みで勤務していた。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の元C（役職）は、「申立人は、勤務期間は短かったが、在籍していた。」と供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記元C（役職）は、「B事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではないため、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、オンライン記録において、D市に所在するB事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4649

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月頃から 37 年 6 月 19 日まで
② 昭和 38 年 1 月頃から 41 年 10 月 6 日まで
③ 昭和 42 年 8 月 21 日から 43 年 1 月頃まで

私は、昭和 35 年 4 月頃から 37 年 11 月末まで、A（職種）兼 B（職種）として父の経営する C 事業所に勤務した。また、38 年 1 月頃から 43 年 1 月頃まで、D 社（名称変更後は、E 社）に F（職種）として勤務した。

しかし、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「父の経営する C 事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、当該事業所は昭和 37 年 6 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所の元事業主は既に死亡している上、申立人は当時の同僚を記憶していないため、同僚等へ聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含めた元従業員 5 名の厚生年金保険被保険者の資格取得日は当該事業所が適用事業所となった昭和 37 年 6 月 19 日であることが確認でき、それ以前は当該事業所における被保険者記録は無い。

加えて、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③については、申立人は、「D社にF（職種）として勤務していた。」と主張している。

しかし、E社の閉鎖登記簿謄本によると、当該事業所は、昭和38年7月19日に設立されていることが確認できる上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は同年11月15日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間②のうち同年11月14日以前は適用事業所になる前の期間である。

また、申立人は、「G（学校）（現在は、H（学校））の紹介で当該事業所に採用された。」と申述していることから、H（学校）に照会したところ、申立人は昭和39年10月11日から41年9月25日までの期間、同校のI部J科に在籍していたことが確認できたが、当該事業所の元事業主は、「学生を雇用したことは無い。」と回答している上、申立人が同校を卒業した時期と当該事業所において被保険者資格を取得した時期はおおむね符合している。

さらに、申立人は当該事業所における当時の同僚を記憶していないことから、上記被保険者名簿により、申立期間②及び③において被保険者であった16名に照会し9名から回答が得られたところ、そのうち申立期間②に被保険者であった4名は、「申立人のことは記憶に無い。」と供述していること、及び申立期間③に被保険者であった者は5名おり、申立人を記憶している者は2名確認できたものの、申立人の勤務期間について具体的な供述は得られないことから、申立人の申立期間②及び③に係る勤務実態及び勤務期間について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間②及び③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4650

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 49 年 12 月まで

私は、昭和 45 年 1 月から 49 年 12 月まで、A 社（現在は、B 社）で C（職種）として勤務していた。当時は厚生年金保険に加入していない事業所も多かったと聞いており、A 社も従業員 3 人の小さな会社であったため、それに当たると思うが、事実をはっきりさせたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 45 年 1 月から 49 年 12 月まで、A 社で C（職種）として勤務していた。」と主張しているところ、経理事務を担当していた当時の事業主の妻の証言等から、申立人が申立期間において、当該事業所に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録において、当該事業所は、平成 7 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、申立期間は適用事業所になる前の期間である上、当時の事業主の妻は、「申立期間当時、当社は厚生年金保険に加入しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、現在の事業主は、前事業主から事業及び会社関係書類の引継ぎは受けていないため、申立期間当時の状況は不明である旨回答している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、当該事業所に勤務していたのは事業主を含めて 4 人であった。」と供述しており、当該事業所は従業員が 5 人未満の事業所であり、当時の厚生年金保険法における強制適用事業所の要件を満たしていなかったことが推認できる。

加えて、オンライン記録において、当時の事業主及びその妻は、申立期間において厚生年金保険に加入していないこと、及び申立期間内の昭和

47 年 5 月頃に国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出され、同年 4 月の国民年金保険料から納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 20 日から 41 年 10 月 1 日まで
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私が、A社B工場（厚生年金保険の適用事業所名：C社D支店）及びC社E研究所（厚生年金保険の適用事業所名：C社F工場）に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、当時の給与と比べて低くなっている上、標準報酬月額が減額されている。給与が下がるようなことはなかったと記憶しているので、申立期間の年金記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、G社（C社を継承。）は、「申立期間当時の関係資料は保存しておらず不明。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚1名及び申立人とほぼ同時期に入社した同年代の元同僚4名を調査したところ、申立期間①については、申立人を含めた6名全員の標準報酬月額が下がっていること、申立期間②については、当該元同僚と比較しても低額ではないこと、及び申立期間③については、申立人を含む5名の標準報酬月額が昭和47年10月1日の定時決定において、従前の標準報酬月額よりも下がっていることが確認でき、申立人のみが特殊な取扱いをされていたという事情は見当たらない。

さらに、上記元同僚5名のうち3名から回答があったが、申立期間にお

ける報酬月額及び保険料控除等について具体的な供述は得られず、申立人の報酬月額及び保険料控除等については確認できない。

加えて、C社D支店及び同社F工場に係る事業所別被保険者名簿の標準報酬月額とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間において、標準報酬月額に係る遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4652

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 15 日から 42 年 4 月 1 日まで

私は、A社を退職の際、同社に脱退手当金の請求手続を依頼し、脱退手当金として2万5,000円ぐらいを受給したことは記憶しているが、最初に勤務したB社を退職したときには脱退手当金の制度を知らなかったため請求しておらず、B社に在職した期間を含めて脱退手当金が支給された記録になっているのはおかしい。また、B社には約2年半勤務したが、退職前の6か月が脱退手当金の支給対象とされていないのもおかしいと思うので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めているA社の厚生年金保険被保険者期間と申立期間であるB社（事業所整理記号：C）の被保険者期間は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給され、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人が受給したとする額とおおむね一致している。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されており、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月以内の昭和45年3月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、脱退手当金は、本来、全ての被保険者期間を支給対象とするところ、申立人の被保険者期間のうち、申立期間直後の昭和42年4月1日から同年10月30日までの期間は脱退手当金未請求となっているが、当該期間は、申立期間のB社が同年4月1日に全喪し、同日に別の事業所整理記

号（事業所整理記号：D）のB社で被保険者となった期間であり、当該期間の被保険者期間は申立期間と同一の記号番号で管理されているものの、当該期間は脱退手当金を請求する際の最終事業所ではなく、受給している申立期間と事業所名称も同じであることから未請求となった可能性がうかがえる。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。